

2019年6月3日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都中央区明石町8番1号
三機化工建設株式会社
代表取締役社長 高橋 裕樹

北海道苫小牧市日新町三丁目5番6号
苫小牧熱サービス株式会社
代表取締役社長 福江 弘美

三機化工建設株式会社と苫小牧熱サービス株式会社は、2019年4月10日付吸収分割契約（以下、本分割契約）といたします。）に基づき、同年6月1日を効力発生日として、苫小牧熱サービス株式会社の焼却施設運転保守管理受託事業について吸収分割（以下、「本分割」といいます。）を行ったことに関し、会社法第791条第1項1号、第801条第2項及び会社法施行規則第189条、201条に定める事項が、以下のとおりであることをご報告致します。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号、第201条第1号）
2019年6月1日
2. 苫小牧熱サービス株式会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第189条第2号、第3号）
 - (1) 苫小牧熱サービス株式会社における株主の差止請求
本分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
本分割は、会社法第785条第1項2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続きは行っておりません。
 - (3) 新株予約権買取請求権
本分割に際して会社法第787条第1項2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続きは行っておりません。
 - (4) 債権者の異議
苫小牧熱サービス株式会社は、2019年4月25日付官報及び同日付北海道新聞紙上において、同社の債権者に対し、会社法第789条第2項及び第3項に定める公告を行いました。同条第1項2号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 三機化工建設株式会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第201条第2号、第3号）
 - (1) 三機化工建設株式会社における株主の差止請求
本分割において、会社法第796条の2の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
三機化工建設株式会社は、2019年4月25日付で同社の株主に対し、会社法第797条第3項に定める通知を行いました。同条第1項の規定に基づく株式買取請求権を行使した株主はおりませんでした。
 - (3) 債権者の異議
三機化工建設株式会社は、2019年4月25日付官報及び同日付電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第799条第2項及び第3項に定める公告を行いました。同条第1項第2号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。
4. 本分割により三機化工建設株式会社が苫小牧熱サービス株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号、第201条第4号）
三機化工建設株式会社は、苫小牧熱サービス株式会社より、2019年6月1日をもって、苫小牧熱サービス株式会社の焼却施設運転保守管理受託事業に関する権利義務を承継しました。なお、三機化工建設株式会社が苫小牧熱サービス株式会社から承継した資産、負債の額は、次のとおりです。

資産の部	：	53,320,000円
負債の部	：	53,320,000円
純資産の部	：	0円
5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号、第201条第6号）
2019年6月13日（予定）
6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号、第201条第6号）
該当はありません。

以上